

令和7年度阿見町自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金交付の流れ

申請者

1. 申請書類の提出

チェック欄	書類
	補助金交付申請書（様式第1号）
	工事請負契約書又は売買契約書の写し （収入印紙・押印のあるもの）
	経費の内訳が分かる見積書等の写し
	補助対象設備の製造者、品名番号（型番）その他技術仕様が確認できる書類の写し（カタログ等）
	補助対象設備が太陽光発電設備と連携していることがわかる書類の写し （太陽光設備が既設の場合：売電に係る契約書や領収書等、太陽光設備が新設の場合：太陽光設備設置の内容を含んだ住宅メーカーとの契約書 等）
	設置予定箇所の位置図
	設置工事着工前の現況写真
	所有者又は共有者の全員から承諾を受けていることが確認できる書類 （住宅が賃貸又は共有名義の場合、同意書が必要です）※次頁の注意事項4番を参照
	委任状（本人以外が手続きを行う場合）
	「いばらきエコチャレンジ」への登録がわかる書類（アカウント情報を印刷したもの）

※上記書類を役場生活環境課へ提出してください

2. 交付決定通知書の受領

3. 機器設置（工事開始）

4. 工事完了後の書類提出（工事完了後速やかに提出してください）

チェック欄	書類
	実績報告書（様式第6号）
	設置に係る領収書・内訳書の写し
	補助対象設備の保証書の写し
	設置状況が確認できる写真（対象設備および連携している太陽光発電設備）

※上記書類を役場生活環境課へ提出してください

生活環境課

令和7年4月1日以降に工事着工し、申請日より前に機器設置している場合は、

1. 機器設置→2. 申請書類の提出
→3. 交付決定通知書の受領
の順でお手続きになります。

受付（提出書類の受領）・審査

交付決定

交付決定通知書（様式第2号）の送付

※不交付の場合は不交付決定通知書（様式第3号）

受付（提出書類の受領）・審査

申請者

生活環境課

補助金額の確定

5. 交付額確定通知書（様式第7号）の受領

交付額確定通知書（様式第7号）の送付

6. 請求書の提出

チェック欄	書類
	補助金交付請求書（様式第8号）

上記書類の提出

※ 役場生活環境課窓口にご提出ください

提出書類の受領

7. 補助金の受領

通帳を記帳して、入金をご確認願います。

補助金の交付（指定口座への振込）

以上で手続きは終了です。

※※ 注意事項 ※※

- 令和7年4月1日より前に機器が住宅へ設置済みの場合は、補助金の対象にはなりません。
（未使用の設備が設置された新築住宅を購入の場合は除く。）
- 申請後に、変更や中止が発生しないようにご注意ください。
※もし発生した場合は、速やかに生活環境課までご連絡ください。「補助金変更承認申請書（様式第4号）」または「中止（廃止）承認申請書（様式第5号）」を提出する必要があります。
- 住宅の所有者が申請者と異なる場合は、同意書が必要です。生活環境課に事前にご連絡下さい。
※別紙同意書の用紙をお渡しします。
- 手続きの受付は、土日祝日を除く開庁時間内（8：30～17：15）に、生活環境課窓口にて、直接
行うようお願い致します。先着順に受付とし、予算の範囲を超えた時点で終了させていただきます。
- 町税等に滞納がある場合は補助金交付の対象になりませんので、申請書提出の段階で未納が無いようにご注意ください。
- 本人以外が手続きを行う場合は、委任状が必要となります。